

eLTAXによる「徴収の猶予等の電子申請」に関する申請手続きQ & A

2021年2月1日更新

番号	質問内容	回答欄
1	徴収の猶予とは何ですか。	納税者等に災害、疾病、事業の休廃止、事業における著しい損失等、納税を困難とさせる法定の事由が発生した場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の規定により、地方団体へ申請することで納税が猶予される制度の事です。 eLTAXを経由して、電子的に申請することができます。（具体的な手続の種類は番号3をご参照ください。）
2	換価の猶予とは何ですか。	滞納者が納税について誠実な意思を有する場合において、事業の継続又は生活の維持を困難にする等の事由があるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の5又は第15条の6の規定により、地方団体へ申請することで滞納処分による財産の換価が猶予される制度の事です。 eLTAXを経由して、電子的に申請することができます。（具体的な手続の種類は番号3をご参照ください。）
3	eLTAXで電子的に申請可能な「徴収の猶予」・「換価の猶予」の手続はなんですか。	eLTAXを経由して、以下の手続を電子的に申請することができます。 ①徴収の猶予の申請（法第15条の2第1項及び第2項） ②徴収の猶予期間の延長の申請（法第15条の2第3項） ③徴収の猶予に係る申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出（法第15条の2第8項） ④換価の猶予の申請（法第15条の6の2第1項） ⑤換価の猶予期間の延長の申請（法第15条の6の2第2項） ⑥換価の猶予に係る申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出（法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項） ※法…地方税法（昭和25年法律第226号） なお、添付する申請書や必要書類については、地方団体ごとに異なりますので、各地方団体にご確認ください。
4	「徴収の猶予」・「換価の猶予」の申請書や必要書類はどこで手に入りますか。	添付する申請書や必要書類については、地方団体ごとに異なりますので、各地方団体にご確認ください。
5	「徴収の猶予」・「換価の猶予」は全ての地方団体に申請できますか。	全ての地方団体に対して、「徴収の猶予」・「換価の猶予」の申請ができます。
6	「徴収の猶予」・「換価の猶予」について、どこに問い合わせればよいですか。	制度や手続、入力項目や添付する資料の詳細に関しては、申請先の地方団体窓口にご確認ください。 eLTAXの操作についてはeLTAXホームページをご確認ください。（具体的なアクセス先は番号14をご参照ください。）
7	「徴収の猶予」・「換価の猶予」の電子申請はいつから地方団体に申請できますか。	暫定措置として令和3年2月2日から「税務代理権限証書」の提出機能を活用して提出できることとします。 ※今後、令和3年4月前後を目途として、これらの手続を「その他申請書」の手続に移し、「税務代理権限証書」の手続から外すことを予定しておりますが、対応時期については改めてお知らせします。
8	eLTAXを利用できる時間は何時までですか。	平日の8時30分から24時までご利用できます。 また、毎月最終土曜日及びその翌日の日曜日や、繁忙期（1月など）の土日祝日については、ご利用いただけません。 ※土日祝日の運転状況はeLTAXホームページにてご確認ください。
9	複数の地方団体の税金について、まとめて「徴収の猶予」・「換価の猶予」の申請をすることが出来ますか。	添付する申請書や必要書類が地方団体ごとに異なりますので、まとめて申請することはできません。

番号	質問内容	回答欄
10	「徴収の猶予」・「換価の猶予」の申請をしたいのですが、申請先の〇〇県が提出先がありません。 どのように申請すればよいですか。	個人の方が、「申請・届出書（個人）」に入って電子申請を行おうとすると、東京都以外の道府県は提出先として表示されません。 個人の方が道府県に対して電子申請する場合は、「申請・届出（ログインなし）」から、「申請・届出書（法人）」へ進み、各道府県へそれぞれ個別に申請手続きを行ってください。 ※「法人」の画面に入って申請いただくことは誤りではありません。地方団体にも到達します。暫定措置として、eLTAXの既存機能を流用していることによるものです。ご理解のほどお願いいたします。 なお、具体的な入力方法については特設ページをご確認ください。 ※特設ページ： https://www.eltax.lta.go.jp/news/03047
11	「徴収の猶予」・「換価の猶予」を電子申請する際に準備しておくことはありますか。	インターネットに接続できるブラウザを搭載したパソコンを準備する必要があるほか、電子署名するために、電子証明書やICカードリーダーをご用意いただく必要があります。 また、申請先の地方団体のホームページ等をご確認いただき、添付する申請書や必要書類の準備を実施してください。
12	タブレット端末からの申請は可能ですか。	PCdesk（WEB版）の動作環境をご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/pckankyousho/ PC環境チェック機能もございますのでご利用ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/pccheck/
13	個人事業主ですが、利用にはマイナンバーカードが必要ですか。	マイナンバーカードは必須ではありませんが、申請書を送信するためには電子証明書が必要になります。
14	操作方法がわかりません。	eLTAXを利用した申請手順については、特設ページに掲載する「 eLTAXを利用した徴収の猶予等の電子申請手順 」をご確認ください。—(令和3年2月1日掲載予定)—している「 手続き別ガイド_徴収の猶予・換価の猶予 」をご確認ください。 ※特設ページ： https://www.eltax.lta.go.jp/news/03047 eLTAXの基本的な操作に関しては、マニュアルコーナーやよくあるご質問のページをご参照ください。 ※マニュアルコーナー： https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/ ※よくあるご質問： https://eltax.custhelp.com/
15	送信できるファイル形式に制限はありますか。	eLTAXは以下のファイル形式のみご利用いただけます。 「.xls」、「.xlsx」、「.doc」、「.docx」、「.txt」、「.csv」、「.pdf」、「.jpg」
16	一度送信してしまったものを取り消すことはできますか。	実行された送信を取り消すことはできません。 送信実行後に申請取り消しをされたい場合、申請先の地方団体にご相談ください。
17	電子証明書はどのように取得すればよいですか。	電子証明書の準備については、eLTAXホームページをご参照ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/denshisyoumeisyo/
18	eLTAXで「徴収の猶予」・「換価の猶予」の申請をするために、ソフトウェアをインストールする必要はありますか。	署名を行うために、ブラウザのプラグインを事前にインストールする必要があります。 また、電子証明書もご用意ください。 手続きはeLTAXホームページの上部にある「PCdesk（WEB版）」から実施することができます。 「事前準備セットアップが未完了です。」が画面に表示される場合は、上記のインストールが正常に完了していない可能性があるため、案内に従い事前準備の設定を実施してください。

eLTAXによる「徴収の猶予等の電子申請」に関する申請手続きQ&A

2021年2月1日更新

番号	質問内容	回答欄
19	スマートフォンから、eLTAXを経由した「徴収の猶予」・「換価の猶予」の電子的手続きはできますか。	できません。 eLTAXを経由した電子の手続きで使用されるPCdesk（WEB版）は、スマートフォンからはご利用いただけません。 インターネットに接続できるブラウザを搭載したパソコンを準備する必要があります。
20	市販の税務ソフトで申請することはできますか。	税務ソフトでの対応については、各税務ソフト会社様にご確認ください。
21	PCdesk（WEB版）とは何ですか。	PCdesk（WEB版）とは、無料でWebブラウザからご利用いただけるeLTAX対応ソフトウェアです。 eLTAXを経由して「徴収の猶予」・「換価の猶予」の電子の手続きをする場合は、PCdesk（WEB版）を使用する必要があります。 PCdesk（WEB版）は自宅やオフィスのパソコンから、WEBブラウザでアクセスして利用しますので、パソコンへのインストールは必要ありません。（事前にブラウザへのプラグインはインストールする必要があります。） なお、スマートフォンからはご利用いただけません。
22	手順書を見ると、「税務代理権限証書」を選択するように記載されていますが、なぜ関係のない手続きを選ぶのですか。	暫定措置として、eLTAXの既存機能を流用しています。 ※今後、令和3年4月前後を目途として、これらの手続きを「その他申請書」の手続きに移し、「税務代理権限証書」の手続きから外すことを予定しておりますが、対応時期については改めてお知らせします。 税務代理権限証書の手続きとは関係ありませんが、誤りではありませんので、ご理解のほどお願いいたします。
23	提出先の「区・事務所」はどこを選べばいいかわかりません。	eLTAXは、主に法人や個人事業主の申告税目を対象としているため、「徴収の猶予」・「換価の猶予」の提出先が判断できない・わかりにくい場合があります。 提出先の「区・事務所」が一覧に無い・わからないと思われる場合は、申請対象税目にかかわらず、提出先地方団体の「区・事務所」のうち一番上に表示されている「区・事務所」を選択してください。
24	申請を送信した後、申請・届出受付完了通知が届きました。これは地方団体が受付を完了し、申請が認められたということですか。	申請・届出受付完了通知はeLTAXのサーバによるチェックが完了し、地方団体が当該申請情報を確認できる状態になったことをお知らせするものです。 地方団体が受け取ったことを示すものではありませんのでご注意ください。 その後、地方団体が申請情報を受け取った際は、「受付状況照会」画面の「受付状況」で「手続き完了しました。」と表示されます。 この状態は、地方団体に申請が届いたことを示すものであり、猶予が認められたことを示すものではありませんので、地方団体からの連絡をお待ちください。
25	申請・届出受付エラー通知が届いたが、これはどういう意味ですか。	申請・届出受付エラー通知は、eLTAXのサーバによるチェックの結果、なんらかの理由により申請が受付できなかった場合に届くお知らせです。 なお、添付ファイルが無害化されたことにより、添付ファイルが削除された場合は、「受付状況照会」画面の「受付状況」に「受付中です。添付資料に対し無害化処理を行えなかったため、添付資料を全て削除しました。」と表示されます。この場合、添付したファイルは提出先の地方団体へ届きませんので、添付するファイル形式、ファイルサイズ等をご確認のうえ、再度申請してください。

番号	質問内容	回答欄
26	申請受付通知が届いてから1週間以上連絡がありません。受付状況がどうなっているのか調べることはできますか。	<p>申請時に登録された申請番号と照会番号を基に、PCdesk（WEB版）から受付状況を確認することができます。</p> <p>申請番号は申請を提出した際に払い出される番号です。</p> <p>照会番号は、当該申請が提出先の地方団体における受付結果や受付状況を確認する際に必要となります。</p> <p>4～20桁の英数字記号で入力してください。</p> <p>また、申請完了時に表示される申請番号や照会番号を忘失しないようご注意ください。</p> <p>いずれかの番号を忘れた場合は、PCdesk（WEB版）による受付状況を確認できなくなります。</p> <p>その場合には、申請先の地方団体へ直接ご確認ください。</p> <p>なお、利用者IDによりログイン後、申請手続きを行った場合は、照会番号等が無くても受付状況を確認することが可能です。</p> <p>詳しくはPCdesk（WEB版）ガイド「4.2 申請・届出書の受付状況を照会する」を参照願います。</p> <p>https://www.eltax.lta.go.jp/documents/02687</p> <p>1週間以上連絡が無い場合、まずはPCdesk（WEB版）から受付状況を確認いただき、「受付中」となっているかなど、現在の受付状況をご確認ください。</p> <p>なお、ここでの「手続き完了しました。」の表示は、地方団体の担当部署に申請が届いたことを意味するものであり、猶予が認められたかどうかについては、地方団体からの連絡をお待ちください。</p>
27	e-Tax分と一緒に申請できますか。	<p>e-Tax（国税）分とeLTAX（地方税）分については、一度の操作による申請はできません。</p> <p>国税分は、e-Taxにログインの上、お手続きをお願いします。</p>
28	代理人は申請できますか。	<p>税理士による代理申請は可能ですが、それ以外の代理人による申請はできません。</p>
29	利用者情報入力欄の照会番号とはなんですか。忘れた場合はどうすればよいですか。	<p>照会番号は、当該申請が提出先の地方団体における受付結果や受付状況を確認する際に必要となります。</p> <p>4～20桁の英数字記号で入力してください。</p> <p>忘れた場合は、PCdesk（WEB版）による申請結果を確認できなくなります。</p> <p>その場合には、申請先の地方団体へ直接ご確認ください。</p>
30	電子での申請が「手続き完了しました。」と表示されました。「手続き完了」とは、猶予されることが決定したということでしょうか。	<p>「手続き完了」については、猶予されることが決定したのではなく、申請情報を受領したことを連絡するものです。</p> <p>郵送の受付印に相当することにご留意ください。</p> <p>猶予されることが決定された場合、各地方団体から連絡がありますのでお待ちください。</p> <p>※記載不備他、審査結果については、申請先地方団体へご確認ください。</p>
31	具体的にどのような場合に「徴収の猶予」・「換価の猶予」が認められますか。猶予期間はいつまでですか。申請はいつまでに行えばよろしいですか。	<p>制度に関する質問については、おそれいりますが、提出先の地方団体へご確認ください。</p>
32	徴収猶予が決定し、翌年まで納付が延長できた場合、翌年の納税は未納分すべてを一括納税となりますか。	<p>納税予定の地方団体窓口へご確認ください。</p>
33	「徴収の猶予等の電子申請について」の特設ページを見ましたが、私はこれまでeLTAXを利用したことがありません。何から始めればよいでしょうか。	<p>eLTAXホームページの上部にある「eLTAXのご案内」から「eLTAXの概要」および「eLTAXのご利用の流れ」をご確認ください。</p> <p>なお、「徴収の猶予」・「換価の猶予」の申請にあたっては、利用届出は必ずしも必要ではありません。</p> <p>eLTAXの概要：https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/</p> <p>eLTAXのご利用の流れ：https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/flow/</p>

eLTAXによる「徴収の猶予等の電子申請」に関する申請手続きQ&A

2021年2月1日更新

番号	質問内容	回答欄
34	申請書の書き方がわかりません。 添付資料は、どのような場合に何が必須でしょうか。	添付する申請書や必要書類については、地方団体ごとに異なりますので、各記載項目に入力すべき内容や添付すべき資料等がわからない場合は、提出先の地方団体へご確認ください。